

通常砂防事業再評価調書

路線・河川等名		猪ノ谷川 ^{いたにがわ}	事業名	通常砂防事業	補助・単独の別	補助
事業主体		京都府	事業箇所(区間)	京都市左京区八瀬秋元町 ^{やせあきもとちょう} 地内		
事業概要	路線・河川等概要	猪ノ谷川は京都市左京区八瀬秋元町に位置する溪流で、土石流対策として砂防堰堤2基を整備済。堰堤整備後に発生した上流域での山腹崩壊により、土砂流出のリスクが高まり、下流の一级河川高野川で河道閉塞するおそれがある。浸水被害が生じる範囲には、人家52戸、市道、八瀬保育園が存在する。				
	事業目的	山腹工により崩壊法面を保全し、土砂災害から人命を保護し地域の安全を確保する。				
	上位計画等	○ 京都府総合計画				
	整備内容	○ 谷止め工 5基、法面工 4,248m ² ○ 全体事業費：約7.0億円				
事業の進捗状況及び今後の見込み	○ 事業着手：平成27年 ○ 令和7年度末までの進捗率：5% (金額ベース) ○ 令和7年度末までの用地取得率：100% (面積ベース) ----- 用地取得は完了しており、今後法面工の整備を実施する見込みである。					
事業の必要性	事業を巡る社会経済情勢及び地元情勢等の変化	○ 土砂災害から保全すべきものがある状況に変化はなく、本事業の必要性は変わっていない。				
事業の有効性	事業の投資効果及びその要因の変化	○ 前回評価以降も流域内における土砂・流木に対する整備率が不足しており、保全対象の安全の確保等はされていないため、本事業の有効性は変わっていない。				
コスト削減等	コスト削減代替案立案等の可能性	○ 現地発生土を他工事に積極的に流用調整することで、他工事を含めた総事業費のコスト削減を図る。				
環境	良好な環境形成・保全	○ 工事の実施に当たっては、低騒音・低振動の施工機械を採用する。 ○ 現地発生土を他工事に流用し、有効利用を図る。				
総合評価		本事業は、土砂災害からの人命保護及び地域の安全確保の観点から引き続き事業を継続する必要がある。				

いのだにがわ

淀川水系 猪ノ谷川 通常砂防事業

きょうとふ きょうとしさきょうく やせあきもとちよう
京都府 京都市左京区 八瀬秋元町

○事業目的

猪ノ谷川は京都市左京区八瀬秋元町に位置する土石流危険渓流です。平成20年度までに堰堤2基が完成していますが、その後の降雨により上流堰堤の右岸側山腹が崩壊し、堰堤の捕捉容量を上回る土砂流出が発生しています。今後も大規模な崩壊が懸念され、土砂流出により1級河川高野川が埋塞し、周辺の人家52戸、市道及び八瀬保育園が浸水する恐れがあるため対策工事を実施します。令和7年度は用地補償を実施します。

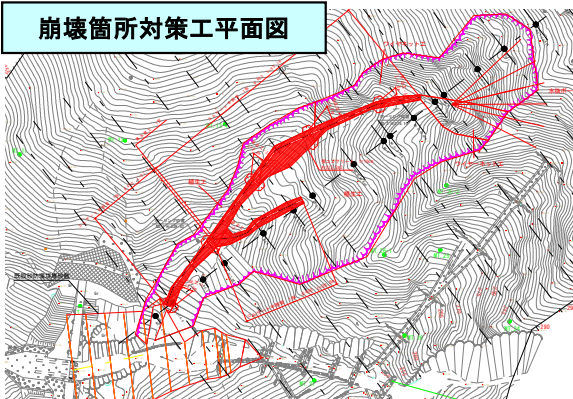
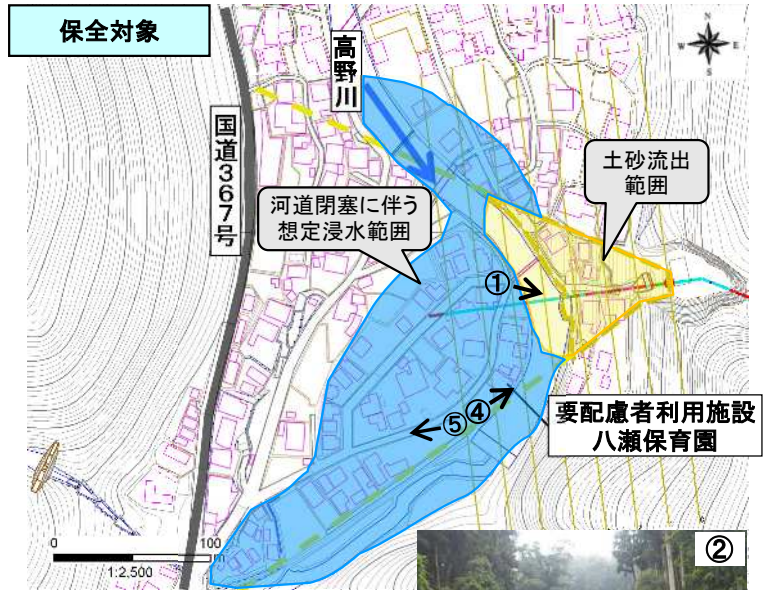
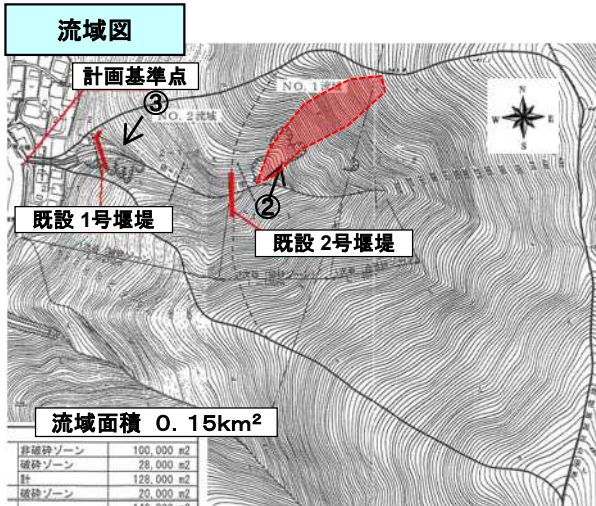
○事業概要

全体計画	R6年度までの実績	R7年度計画
H27～R8 谷止工、法面工 事業費：700百万円	測量・調査、詳細設計 用地測量 事業費：24百万円	用地補償 事業費：10百万円 R7当初：10百万円



○事業効果

保全対象である人家5戸、市道170mへの土砂災害の被害防止・軽減を図ります。
間接被害に伴う被害：人家52戸、市道、八瀬保育園(要配慮者利用施設)



『^わ環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

作成年月日	令和8年 1月30日
作成部署	建設交通部砂防課

事業名	猪ノ谷川 通常砂防事業	地区名	京都市左京区八瀬秋元町
概算事業費	7.0 億円	事業期間	平成 27 年度～
事業概要	谷止工 5 基、法面工 4,248m ²		
目指すべき環境像	事業箇所周辺は、豊かな自然環境や景観に恵まれていることから、事業実施に当たっては、自然環境に与える影響を可能な限り小さくするよう配慮する。 また、土砂災害の発生を防止する事業であり、地域住民の安心・安全を確保すると共に、動植物の生育環境と長期的な環境の保全により、地域の生活環境の保全に寄与する。		
関連する公共事業	なし		

	評価項目		施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
	主要な評価の視点	選定要否			
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)		法面が崩壊し、溪床には崩壊に伴う土砂や流木が堆積しているため、荒廃の進行を防止し、それに伴う溪流周辺の地形の保全を図る必要がある	法面工、谷止工及び排水工を整備することで、法面崩壊を抑止し、現地地形の保全と植生の回復を図る。	
	地形・地質	○			3
	物質循環(土砂移動)	○			4
	野生生物・絶滅危惧種				
	生態系	○			3
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン		溪流下流に住宅地や私道が位置しているため、工事期間中の土壌流出や工事車両や施工機械による騒音・粉じんを抑制する必要がある。 また、建設発生材を極力リサイクルする必要がある。	工事実施中は、低騒音・低震動機械を使用することを原則とする。 粉じんが発生する工程では、散水や防塵シートを使用する等、日常生活に支障を及ぼさないよう、配慮する。 また、建設発生材は当該工事や近傍の公共工事と調整し、再利用に努める。	
	水環境・水循環				
	大気環境				
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動	○			3
	廃棄物・リサイクル	○			3
	化学物質・粉じん等	○			3
	電磁波・電波・日照				
その他					
地域個性・文化環境	景観	○	溪流下流の高野川沿いに集落が形成されており、豊かな自然環境や景観に恵まれていることから、植生等の環境の改変を最小限に止める必要がある。	材料の選定においては、地域の自然環境との調和を図るように努める。 地域住民に対して行う工事説明会等は、防災に対する意識向上を図り、地域住民との協働につながるよう検討する。	3
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行祭事				
	地域住民との協働	○			4
その他					
外部評価					

(別紙)

構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。

(改善: 5、やや改善: 4、見直し: 3、やや悪化: 2、悪化: 1)

評価項目		「施工地の環境特性と目標」の記載要点
主要な評価の視点		
地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO ₂ 排出量等)	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。
	地形・地質	・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。
	物質循環 (土砂移動等)	・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	野生生物 ・絶滅危惧種	・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	生態系	・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
生活環境	ユニバーサルデザイン 水環境・水循環	・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。 ・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	大気環境	・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	土壌・地盤環境	・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。
	騒音・振動	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。
	廃棄物・リサイクル	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。
	化学物質・粉じん	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。
	電磁波・電波環境・日照 その他	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
地域個性・文化環境	景観	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域の文化資産	・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	里山の保全	・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	伝統的行祭事	・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域住民との協働 その他	・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。